

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「東日本大震災等の被災者の居住の安定確保のための災害公  
営住宅の整備状況等について」

平成25年9月

会計検査院

災害公営住宅の整備は、東日本大震災等からの復興に向けて、自力での住宅再建や取得が困難な被災者の居住の安定確保につながり、被災地のまちづくりに寄与するものであることから、その進捗状況等は国民の大きな関心の対象となっている。また、災害公営住宅整備事業等は、東日本大震災復興交付金事業の中でも基幹事業の一つとして位置付けられている。

本報告書は、以上のような状況等を踏まえて、東日本大震災等の被災者の居住の安定確保のための災害公営住宅の整備状況等について検査を実施し、その状況等を取りまとめたことから、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

平成25年9月  
会計検査院

# 目次

1	検査の背景	1
	(1) 災害公営住宅整備の経緯	1
	ア 東日本大震災等の発生と被災状況	1
	イ 被災者の居住の安定確保に向けた取組	1
	ウ 災害公営住宅の整備の概要	2
	(2) 災害公営住宅整備に係る補助制度	3
	ア 復興交付金制度等	3
	イ 災害公営住宅の整備に係る補助率等	4
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法	5
	(1) 検査の観点及び着眼点	5
	(2) 検査の対象及び方法	5
3	検査の状況	6
	(1) 災害公営住宅の整備に係る計画の策定状況等	6
	ア 災害公営住宅の整備	6
	イ 区域内において災害公営住宅の整備を計画している市町村の状況	8
	ウ 整備方式別の整備計画戸数等	10
	エ 意向調査等	14
	オ 国土交通省による支援	17
	(2) 災害公営住宅整備の進捗状況等	18
	ア 復興交付金等の交付状況	18
	イ 整備の進捗状況等	20
	ウ 整備の加速化に向けた国の取組状況	25
	(3) 入居者の募集状況等	26
4	所見	28
	(1) 検査の状況の概要	28
	(2) 所見	30
	別表	33

- ・ 本文及び図表中の数値は、表示単位未満を切り捨てている。
- ・ 上記のため、図表中の数値を集計しても計が一致しないものがある。

## 事例一覧

- (1) 災害公営住宅の整備に係る計画の策定状況等  
[意向調査を実施していない事例]  
＜事例1＞ ..... 16
- (3) 入居者の募集状況等  
[募集戸数に対して入居戸数が下回った事例]  
＜事例2＞ ..... 28

## 参考事例一覧

- (1) 災害公営住宅の整備に係る計画の策定状況等  
[意向調査を複数回実施してその結果により災害公営住宅の整備計画戸数等を見直した事例]  
＜参考事例1＞ ..... 17
- (2) 災害公営住宅整備の進捗状況等  
[民間会社が所有する土地を活用することなどにより、用地取得に要する時間が短縮でき早期に完成することができた事例]  
＜参考事例2＞ ..... 25

## 東日本大震災等の被災者の居住の安定確保のための災害公営住宅の整備状況等について

検査対象	国土交通省、8県
事業の根拠	公営住宅法（昭和26年法律第193号）、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）等
災害公営住宅整備事業の概要	東日本大震災等により居住していた住宅が滅失するなどして住宅に困窮する者に賃貸するために公営住宅を建設等するもの
災害公営住宅整備に係る国庫補助金等	(1) 公営住宅整備費等補助 (2) 東日本大震災復興交付金
災害公営住宅整備事業費	(1) 5億2730万円（平成23年度） (2) 4726億9481万円 （平成23年度～25年度（第1回～第6回交付分））
上記に係る国庫補助金等交付額	(1) 3億5712万円 (2) 4130億9103万円

### 1 検査の背景

#### (1) 災害公営住宅整備の経緯

##### ア 東日本大震災等の発生と被災状況

平成23年3月11日に三陸沖を震源とする国内観測史上最大のマグニチュード9.0の巨大地震（以下「東北地方太平洋沖地震」という。）が発生して最大震度7を観測し、東北地方から関東地方北部までを中心に太平洋沿岸の広い範囲で津波が発生した。東北地方太平洋沖地震発生以降も、多数の余震が発生しており、同年3月12日には余震活動域外の長野県北部においても最大震度6強の地震が発生している。

東北地方太平洋沖地震等による災害及びこれに伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故による災害（以下、これらを合わせて「東日本大震災等」という。）による建物（現実に居住のため使用していない建物を除く。以下同じ。）の被害は、25年3月11日現在、全壊128,801戸、半壊269,675戸、一部破損756,814戸等となっている。

##### イ 被災者の居住の安定確保に向けた取組

東日本大震災等により多くの被災者が住宅を失うなどして避難所等において避難

生活を余儀なくされることになったため、国及び地方公共団体は被災者に対する当面の住宅として応急仮設住宅の供与を推進することとしており、被災者が入居している応急仮設住宅の戸数は、25年4月1日現在、建設された仮設住宅が48,102戸、民間賃貸住宅の借上げによる仮設住宅が59,098戸、雇用促進住宅が4,535戸、公営住宅等が5,736戸の計117,471戸となっている。応急仮設住宅の供与期間は、原則として2年以内とされているが、24年4月に恒久的な住宅の整備に時間を要することを理由として1年間延長されて、25年4月以降も、安全上、防火上及び衛生上支障がない場合には、都道府県等の判断で延長できることとなっている。

国は、内閣に設置した東日本大震災復興対策本部において、23年7月に「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定しており、被災各県の復興計画等を踏まえて23年度から32年度までの10年間の復興期間、復興需要が高まる当初の5年間（23年度から27年度まで）を集中復興期間として、被災者及び被災した地方公共団体の意向等を踏まえつつ、各府省一体となって、被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生のための施策を実施するとしている。また、復興を担う主体は、住民に最も身近で、地域の特性を理解している市町村が基本となるとしている。そして、応急仮設住宅等に居住する被災者については、自力再建に対する支援策を講ずる一方、自力再建が困難な被災者の居住の安定確保を図るために、応急仮設住宅を退去した後の恒久的な住宅として、災害公営住宅を整備することとしている。

#### ウ 災害公営住宅の整備の概要

公営住宅は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）等に基づき、市町村又は都道府県（以下「市町村等」という。）が建設するなどして、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することなどにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするものである。

市町村等は、同法の規定により、災害により滅失した住宅の戸数が一定規模以上であるとき、滅失した住宅の戸数の3割に相当する戸数を上限として、災害公営住宅の建設、買取り又は借上げを行うことができるとされている。さらに、著しく激甚である災害が発生して住宅の滅失戸数が多大であり、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）等で定める基準に該当する市町村等は、滅失戸数の5割に相当する戸数を上限として災害公営住宅の建設等を行うことができるとされている。

また、公営住宅の入居者の資格要件として、公営住宅法等により収入基準が設けられているが、被災市街地特別措置法（平成7年法律第14号）により、災害発生の日から3年間に限りその基準が緩和されており、当該災害により滅失した住宅に居住していた者であれば収入にかかわらず入居できることとされている。さらに、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「特別区域法」という。）に基づき、一定の要件を満たした場合は、最長10年間収入基準が緩和される。そして、これらの期間経過後は、収入が基準を上回るなど入居者の資格要件を満たさなくなった場合でも、一定期間居住は可能ではあるが、家賃や明渡しなどの取扱いは一般の公営住宅と同様とされている。

さらに、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）等によれば、公営住宅法の特例として、避難指示区域に存在する住宅に23年3月11日において居住していた住民（以下「居住制限者」という。）については、これまで居住していた住宅が必ずしも物理的に滅失している訳ではないものの、現に居住する住宅がない点においては災害により滅失した住宅に居住していた者と同様であるため、現に居住に困窮している状況にあれば、収入の多寡にかかわらず、公営住宅に入居できることとされている。

## (2) 災害公営住宅整備に係る補助制度

### ア 復興交付金制度等

災害公営住宅の整備に関する予算は、23年度第1次補正予算に、災害対応公共事業関係費1兆2019億余円の一部として1115億余円が計上されており、23年度第3次補正予算では、復興交付金事業計画に基づく事業又は事務（以下「復興交付金事業」という。）の実施に要する経費に充てるための東日本大震災復興交付金（以下「復興交付金」という。）1兆5611億余円に含めて計上されている。また、24、25両年度の当初予算における災害公営住宅の整備に関する予算は、復興交付金2867億余円及び5917億余円のそれぞれに含めて計上されている。

復興交付金は、特別区域法により市町村等が自ら作成する復興交付金事業計画に基づき、復興に必要な各種施策が実施できる交付金であり、市町村等は、基金を造成して復興交付金事業計画の計画期間（23年度から27年度まで）内にこれを取り崩して復興交付金事業を実施したり、基金を造成せずに単年度事業として実施したりすることができることとされている。



復興交付金事業としては、内閣府及び関係各省（文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省）が定めた「東日本大震災復興交付金制度要綱」

（以下「制度要綱」という。）において、国土交通省等関係5省が所管する40の基幹事業等が定められており、災害公営住宅整備事業、用地取得造成事業、災害対応改修事業、災害復興型地域優良賃貸住宅整備事業及び高齢者生活支援施設等整備事業からなる災害公営住宅整備事業等はこの基幹事業の一つとされている。

また、制度要綱によれば、市町村等は、災害公営住宅整備事業等に係る復興交付金事業計画の進捗状況を復興庁に報告するとともに公表することとなっている。そして、復興庁は、市町村等別の災害公営住宅の整備計画戸数、完成予定年度等を取りまとめ、「住まいの復興工程表」（以下「工程表」という。）として公表している。

#### イ 災害公営住宅の整備に係る補助率等

災害公営住宅の整備に係る補助率等は、表1のとおりとなっており、補助率は一般の公営住宅に比べて引き上げられている。そして、激甚法等に基づき指定された激甚災害の場合は、整備戸数の上限とともに補助率が更に引き上げられており、例えば、激甚災害の指定を受けた地域で災害公営住宅を建設する場合、一般災害の場合は補助率が3分の2であるのに対して、激甚災害の場合は4分の3と高くなっている。さらに、復興交付金を充当する場合の特例として、市町村等の負担額の半分が国費で措置されることとなっており、実質の補助率は8分の7となっているほか、東日本大震災等の特例として、用地の取得及び造成に要する費用も補助の対象とされている。

また、前記の居住制限者向けに災害公営住宅を整備する場合は、上記と同様の補助率の引上げが行われている。

表1 災害公営住宅等の整備に係る補助率等

		災害公営住宅			一般の公営住宅
		激甚災害		一般災害	
		一般の補助金	東日本大震災等		
指定要件	災害要件	①被災地全域でおおむね4,000戸以上の住宅が滅失等		①被災地全域で500戸以上の住宅が滅失	-
	地域要件	②1市町村の区域内で100戸以上又はその区域内の住宅戸数の1割以上が滅失		②1市町村の区域内で200戸以上又はその区域内の住宅戸数の1割以上が滅失	
	全体要件	①かつ②		①又は②	
入居者の資格要件		当該災害により滅失した住宅に居住していた者（災害発生の日から3年間は収入基準要件等が不要。ただし、東日本大震災等の場合は、特別区域法に基づき延長可能）		当該災害により滅失した住宅に居住していた者であって、政令の基準を参酌して地方公共団体が条例で定める収入の範囲内の者（滅失戸数が基準を満たす場合、災害発生の日から3年間は収入基準要件等が不要。ただし、東日本大震災等の場合は特別区域法に基づき延長可能）	政令の基準を参酌して地方公共団体が条例で定める収入の範囲内の者
整備戸数の上限		滅失戸数の5割		滅失戸数の3割	-
補助率	建設・買取	3/4	3/4 (7/8)	2/3 (5/6)	45%
	借上(共同施設整備)	2/5	3/5 (7/10)	2/5 (3/5)	2/3×45%
	用地取得、造成	-	3/4 (7/8)	- (-)	-

(注) 東日本大震災等については復興交付金の特例として市町村等の負担額の半分を国費として措置することとなっていることから、補助率欄の括弧内に実質の補助率を示した。

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の観点及び着眼点

災害公営住宅の整備は、東日本大震災等からの復興に向けて、自力での住宅再建や取得が困難な被災者の居住の安定確保につながり、被災地のまちづくりに寄与するものであることから、その進捗状況等は国民の大きな関心の対象となっている。また、災害公営住宅整備事業等は、復興交付金事業の中でも基幹事業の一つとして位置付けられている。

そこで、会計検査院は、効率性、有効性等の観点から、災害公営住宅の整備に係る計画策定に際して、住民に対する意向調査や整備方式の採用は適切に行われているか、整備は着実に進捗しているか、整備後の募集及び入居の状況はどうなっているかなどに着眼して検査した。

### (2) 検査の対象及び方法

(注1)

東日本大震災等により住宅等に甚大な被害を受けるなどした 8県 管内の56市町村の区域内で実施又は計画されている災害公営住宅整備事業等（災害復興型地域優良賃貸住宅整備事業及び高齢者生活支援施設等整備事業を除く。以下同じ。）を対象に、

(注2)  
8県から調書を徴してその内容を分析するとともに、国土交通省及び7県において、災害公営住宅の整備状況を現地で確認するなどして会計実地検査を行った。また、比較分析を行うため、過去の地震等により被災した新潟、兵庫両県において、説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 8県 青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、新潟、長野各県

(注2) 7県 青森、岩手、福島、茨城、千葉、新潟、長野各県

### 3 検査の状況

#### (1) 災害公営住宅の整備に係る計画の策定状況等

##### ア 災害公営住宅の整備

##### (ア) 災害公営住宅の整備手順

市町村等が行う災害公営住宅の整備は、一般的に次のような手順で進められている。

- ① 県は、管内市町村の区域内における整備計画戸数が多数に上る場合、災害公営住宅の整備期間、整備計画戸数、県と市町村との役割分担、整備手法等に関する基本方針等を策定する（表2参照）。
- ② 市町村等は、県が策定した基本方針等を踏まえて、被災した住民の意向を調査するなどして、災害公営住宅を整備する地区、整備計画戸数、用地取得から建設等を行うまでの整備方式、整備期間等を定めた基本的な計画を策定する。整備期間については、原則的には応急仮設住宅の退去期限までに整備を完了することが目標とされている。
- ③ 市町村等は、復興交付金事業計画等の提出等を行い、復興交付金の交付を受ける。
- ④ 市町村等は、災害公営住宅を整備するとともに、災害公営住宅に係る募集要件を定めて、入居者の募集を行う。応募者が多数の場合は抽選等を行って、入居者を決定する。

表2 基本方針等の策定内容

		岩手県	宮城県
名称		岩手県住宅復興の基本方針(平成23年10月策定) 災害公営住宅の整備に関する方針(平成24年9月策定。25年4月改定)	宮城県復興住宅計画(平成23年12月策定。24年4月改定)
災害公営住宅の整備期間		平成23年度から25年度までを基盤復興期間、26年度から28年度を本格復興期間とする。 災害復興公営住宅については、できる限り基盤復興期間に完成させて、市町村のまちづくり事業と合わせて行うものについては本格復興期間の早期に完成させる。	平成23年度から27年度までの5年間
整備計画戸数		5,972戸 うち2,823戸は県が整備(うち1,408戸は県が管理)	約15,000戸 うち約5,000戸は県が整備(うち1,000戸程度は県が管理)
整備手法等	高齢者対策	ひとにやさしい住まいづくり	少子高齢社会に対応した住まいづくり
	コミュニティ維持	多様なニーズや地域性に配慮した住まいづくり	地域コミュニティの維持を図るための取組
	早期整備	標準設計等の活用、設計・施工一括発注方式の導入、敷地提案型買取方式の検討等	直接建設・買取り、借上げを地域の実情にあわせて活用
	民間活力の活用	民間のノウハウを活用するため、民間住宅の購入又は借上げやPFI的な手法の導入を検討	借上型や買取(委託)型の提案募集型の整備手法を活用
		福島県	
名称		特別区域法に基づく「福島県復興推進計画(公営住宅)」(平成25年5月)	第一次福島県復興住宅整備計画(平成25年6月)
災害公営住宅の整備期間		平成33年3月11日までの入居を目指す。	平成27年度までの入居を目指す。
整備計画戸数		4,092戸	おおむね3,700戸(左記との重複分500戸を含む)
整備手法等	高齢者対策	—	高齢者等に配慮
	コミュニティ維持	—	コミュニティの維持・形成の拠点となるよう整備
	早期整備	—	—
	民間活力の活用	—	—

(注) 福島県は、地震、津波による被災者及び居住制限者に対する災害公営住宅全体に関する基本方針等は策定しておらず、特別区域法に基づく「福島県復興推進計画(公営住宅)」において、被災者向けの災害公営住宅として4,092戸、「第一次福島県復興住宅整備計画」において、居住制限者向けの災害公営住宅として3,700戸を整備することとしている。また、被災者向けの災害公営住宅の整備手法等については、福島県復興ビジョン等において別途定めている。

(イ) 災害公営住宅の整備方式

災害公営住宅の整備方式については、一般の公営住宅と同様に、市町村等の事業主体が自ら建設する方式(以下「直接建設方式」という。)のほか、協定等を締結した上で独立行政法人都市再生機構(以下「UR」という。)が建設した住宅の引渡しを受ける方式(以下「UR建設譲渡方式」という。)、民間会社等が市町村等の定めた規格等に適合するように建設した住宅や既存の住宅を用地も含めて買い取る方式(以下「買取方式」という。)及び民間会社等が共用部分に係る整備費の一部について補助を受けて建設した住宅や既存の賃貸住宅を一定期間

借り上げる方式（以下「民間借上方式」という。）がある。

市町村等は、上記の整備方式に応じて、用地の選定、交渉及び取得、造成や住宅建設に係る設計及び工事等を実施したり、URとの間で協定等を締結したり、住宅買取に係る提案の公募等を行ったりする。

特に、津波により被災した地域において地盤をかさ上げしたり高台に移転した(注3)りする場合には、災害公営住宅の建設を土地区画整理事業、防災集団移転促進事業等の面的整備事業（以下「面的整備」という。）と合わせて実施することも多く、地権者や関係省庁等の関係機関との協議や造成工事に一定の期間を必要とすることになる。

(注3) 防災集団移転促進事業 災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に相当でないと認められる区域内にある住居を集団的に移転する事業

#### イ 区域内において災害公営住宅の整備を計画している市町村の状況

災害公営住宅の整備を計画している前記の56市町村の区域内における建物の被災戸数は、表3のとおり、全壊124,675戸、半壊235,750戸、一部破損387,427戸、計747,852戸（25年3月11日現在）となっている。そして、56市町村の区域内における災害公営住宅の整備を計画している事業主体は、災害公営住宅の整備を全て県が実施することとして市としては事業を実施しない4市（会津若松、郡山、水戸、ひたちなか各市）を除いた52市町村と、県自らが事業主体となったり市町村から委託を受けたりして災害公営住宅を整備する4県（岩手、宮城、福島、茨城各県）の計56事業主体となっており、これらの事業主体に係る災害公営住宅の整備計画戸数は、工程表等によれば、25年6月末現在で計25,067戸となっている。

56事業主体のうち岩手、宮城、福島の3県（以下「東北3県」という。）管内の45市町村の区域内における建物の被災戸数は、全壊122,832戸、半壊223,243戸、一部破損335,495戸、計681,570戸と、前記56市町村の区域内の91.1%と大半を占めている。また、上記45市町村の区域内における整備計画戸数は24,677戸と、56事業主体の整備計画戸数25,067戸の98.4%となっており、このうち整備計画戸数が多数に上る市町村は、石巻市4,000戸、仙台市3,000戸、気仙沼市1,998戸の順で、56事業主体の整備計画戸数のそれぞれ15.9%、11.9%、7.9%となっている。

表3 区域内において災害公営住宅の整備を計画している市町村

県名	整備が計画されている市町村名	事業主体		整備計画戸数(平成25年6月30日現在) (戸)				建物の被災戸数(25年3月11日現在) (戸)			
		県	市町村	県が事業主体又は市町村から県が受託	市町村が事業主体	不明	計	全壊	半壊	一部破損	計
岩手県	1 宮古市	○	●	303	490	0	793	2,677	1,328	444	4,449
	2 大船渡市	○	●	563	265	0	828	2,787	1,147	1,600	5,534
	3 久慈市		●	0	11	0	11	65	213	318	596
	4 陸前高田市	○	●	709	300	0	1,009	3,159	182	27	3,368
	5 釜石市	○	●	198	1,220	0	1,418	2,957	698	1,049	4,704
	6 大槌町	○	●	500	480	0	980	3,092	625	161	3,878
	7 山田町	○	●	547	284	0	831	2,762	405	202	3,369
	8 岩泉町		●	0	51	0	51	177	23	8	208
	9 田野畑村		●	0	69	0	69	225	45	11	281
	10 野田村	○	●	26	77	0	103	311	168	35	514
	11 洋野町		●	0	4	0	4	10	16	35	61
小計	1	11	2,846	3,251	0	6,097	18,222	4,850	3,890	26,962	
東北3県	1 仙台市		●	0	2,996	4	3,000	30,005	109,476	115,986	255,467
	2 石巻市	△	●	868	1,984	1,148	4,000	22,357	11,021	20,364	53,742
	3 塩竈市		●	0	380	0	380	655	3,188	6,798	10,641
	4 気仙沼市		●	0	1,988	10	1,998	8,483	2,570	4,689	15,742
	5 名取市		●	0	722	0	722	2,801	1,129	10,061	13,991
	6 多賀城市		●	0	532	0	532	1,746	3,730	6,039	11,515
	7 岩沼市	△	●	223	0	0	223	736	1,606	3,086	5,428
	8 登米市		●	0	60	0	60	201	1,798	3,362	5,361
	9 栗原市		●	0	15	0	15	58	372	4,552	4,982
	10 東松島市	△	●	83	827	85	995	5,506	5,560	3,506	14,572
	11 大崎市		●	0	170	0	170	596	2,434	9,139	12,169
	12 亶理町	△	●	350	146	0	496	2,389	1,150	2,048	5,587
	13 山元町	△	●	75	525	0	600	2,217	1,085	1,138	4,440
	14 松島町	△	●	40	0	0	40	221	1,784	1,559	3,564
	15 七ヶ浜町	△	●	217	0	0	217	674	649	2,601	3,924
	16 利府町		●	0	25	0	25	56	900	3,549	4,505
	17 大郷町		●	0	4	0	4	50	274	781	1,105
	18 涌谷町		●	0	48	0	48	144	734	1,030	1,908
	19 美里町		●	0	40	0	40	129	627	3,130	3,886
	20 女川町		●	0	947	0	947	2,924	347	663	3,934
	21 南三陸町	△	●	280	650	0	930	3,143	177	1,205	4,525
小計	1	21	2,136	12,059	1,247	15,442	85,091	150,611	205,286	440,988	
福島県	1 会津若松市	○		90	0	0	90	4	87	5,720	5,811
	2 郡山市	○		160	0	0	160	2,447	21,615	33,996	58,058
	3 いわき市	○	●	250	1,515	0	1,765	7,916	32,521	50,074	90,511
	4 白河市		●	0	16	0	16	240	1,818	6,790	8,848
	5 須賀川市		●	0	40	0	40	1,249	3,503	10,557	15,309
	6 相馬市		●	0	405	0	405	1,002	817	3,370	5,189
	7 南相馬市		●	0	350	0	350	5,741	2,347	5,766	13,854
	8 桑折町		●	0	47	0	47	55	187	1,175	1,417
	9 鏡石町		●	0	24	0	24	172	768	1,654	2,594
	10 広野町		●	0	48	0	48	不明	不明	不明	0
	11 楡葉町		●	0	37	0	37	50	不明	不明	50
	12 新地町		●	0	103	30	133	439	138	669	1,246
	13 福島市(飯舘村)		★	0	23	0	23	204	3,981	6,548	10,733
小計	1	11	500	2,608	30	3,138	19,519	67,782	126,319	213,620	
計	45市町村	3	43	5,482	17,918	1,277	24,677	122,832	223,243	335,495	681,570

県名	整備が計画されている市町村名		事業主体		整備計画戸数(平成25年6月30日現在) (戸)				建物の被災戸数(25年3月11日現在) (戸)			
			県	市町村	県が事業主体又は市町村から県が受託	市町村が事業主体	不明	計	全壊	半壊	一部破損	計
青森県	1	八戸市		●	0	62	0	62	254	624	851	1,729
	2	おいらせ町		●	0	5	0	5	23	46	76	145
	小計		0	2	0	67	0	67	277	670	927	1,874
茨城県	1	水戸市	○		64	0	0	64	164	1,903	27,577	29,644
	2	高萩市		●	0	26	0	26	140	1,035	3,840	5,015
	3	北茨城市		●	0	110	0	110	188	1,325	4,729	6,242
	4	ひたちなか市	○		24	0	0	24	86	801	6,095	6,982
	5	鹿嶋市		●	0	16	0	16	510	3,351	3,281	7,142
	小計		1	3	88	152	0	240	1,088	8,415	45,522	55,025
千葉県	1	旭市		●	0	33	0	33	318	847	2,143	3,308
	2	香取市		●	0	16	0	16	96	2,213	1,748	4,057
	小計		0	2	0	49	0	49	414	3,060	3,891	7,365
新潟県	1	十日町市		●	0	6	0	6	31	193	1,100	1,324
	小計		0	1	0	6	0	6	31	193	1,100	1,324
長野県	1	栄村		●	0	28	0	28	33	169	492	694
	小計		0	1	0	28	0	28	33	169	492	694
計		11市町村	1	9	88	302	0	390	1,843	12,507	51,932	66,282
合計		56市町村	4	52	5,570	18,220	1,277	25,067	124,675	235,750	387,427	747,852

注(1) 事業主体欄における○は県が事業主体となって事業が行われていること、●は市町村が事業主体となって事業が行われていること、△は市町村が県に委託して事業が行われていること、★は福島市内で飯館村が事業主体となって飯館村の住民向けの災害公営住宅を整備することをそれぞれ示している。

注(2) 会津若松市、郡山市及び福島市には、平成25年6月30日現在では他の市町村から受け入れた居住制限者向けの災害公営住宅だけが整備される予定であり、その整備計画戸数にはこれらの市において被災した住民向けの災害公営住宅の戸数が含まれていない。

注(3) いわき市には、同市において被災した住民向けの災害公営住宅のほか、他の市町村から受け入れた居住制限者向けの災害公営住宅も整備される予定となっているため、いわき市の整備計画戸数はこれらの災害公営住宅の計を示している。

注(4) 建物の被災戸数は、消防庁等のデータによる。

## ウ 整備方式別の整備計画戸数等

### (ア) 災害公営住宅の整備方式別の特徴

災害公営住宅の整備方式については、前記のとおり、直接建設方式、UR建設譲渡方式、買取方式及び民間借上方式があるが、それぞれ以下のような特徴がある。

- ① 直接建設方式は、事業主体の意向を細部まで反映できるが、用地の選定及び取得、設計、建設工事発注等の業務に係る職員の負担が大きい。
- ② UR建設譲渡方式は、設計、建設工事発注等の業務に係る職員の負担は軽減されるが、URに対して事務費を負担する必要がある。
- ③ 買取方式は、用地の選定及び取得、設計、建設工事発注等の業務に係る職員の負担が軽減され、用地の選定及び取得に係る時間が短縮できるが、買取りに係る業者を公募により選定する場合、総合評価落札方式によることとなり、募

集要綱等の作成、評価等の業務が必要となる。

- ④ 民間借上方式は、設計、建設工事発注等の業務に係る職員の負担が少なく、建設費等の初期投資が大幅に少なくて済むが、後年度も借上住宅の所有者に対する賃料を負担し続けることになるほか、借上住宅の所有者との契約期間満了時には入居者に他の公営住宅等への移転を求める必要が生ずる。

(イ) 整備方式別の整備計画戸数の状況等

25年6月末現在の整備方式別の整備計画戸数については、表4のとおりとなっている（市町村ごとの整備方式別の整備計画戸数等の状況は巻末別表1参照）。

表4 整備方式別の整備計画戸数等の状況

(単位：戸)

整備方式 事業主体 県名	直接建設方式			UR建設 譲渡方式		買取方式			民間借上 方式		未定		合計
	県	市町村	計	市町村	県	市町村	計	市町村	市町村	不明	計		
東北3 県	岩手県	2,746	1,581 (10)	4,327	997 (5)	100	673 (5)	773	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6,097
	宮城県	2,136	2,635 (12)	4,771	4,428 (8)	0	2,647 (5)	2,647	149 (1)	2,200 (2)	1,247 (4)	3,447 (5)	15,442
	福島県	500	2,494 (9)	2,994	77 (2)	0	0 (0)	0	0 (0)	37 (1)	30 (1)	67 (2)	3,138
	計	5,382	6,710 (31)	12,092	5,502 (15)	100	3,320 (10)	3,420	149 (1)	2,237 (3)	1,277 (5)	3,514 (7)	24,677
その 他の 県	青森県	0	67 (2)	67	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	67
	茨城県	88	152 (3)	240	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	240
	千葉県	0	49 (2)	49	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	49
	新潟県	0	6 (1)	6	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6
	長野県	0	0 (0)	0	0 (0)	0	28 (1)	28	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	28
	計	88	274 (8)	362	0 (0)	0	28 (1)	28	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	390
合計	5,470	6,984 (39)	12,454	5,502 (15)	100	3,348 (11)	3,448	149 (1)	2,237 (3)	1,277 (5)	3,514 (7)	25,067	

注(1) 括弧書きは、市町村数である。

注(2) UR建設譲渡方式及び民間借上方式を採用した事業主体はいずれも市町村である。

注(3) 整備方式が未定のうち、不明とは県が事業主体か市町村が事業主体か不明なものである。

注(4) 未定のうち、市町村が事業主体の欄の市町村数と不明の欄の市町村数とで重複しているため、両欄の合計と計の欄の数とは一致しない。

直接建設方式による整備は、東北3県及び茨城県（宮城県においては管内市町村から受託した分のみ）が5,470戸について、長野県を除く7県管内の39市町村が6,984戸についてそれぞれ採用を計画している。

UR建設譲渡方式による整備は、東北3県の15市町村が5,502戸について採用を計画しており、買取方式による整備は、岩手県が100戸について、岩手、宮城、長野各県管内の11市町村が3,348戸についてそれぞれ採用を計画している。



また、民間借上方式による整備は、宮城県管内の1市が149戸について採用を計画している。

さらに、56事業主体の整備計画戸数25,067戸のうち7市町に係る3,514戸（14.0%）については、整備方式が未定となっている。

前記のように、民間借上方式の採用数が少ないのは、事業主体において、他の整備方式に比べて後年度における事業主体の負担が大きいことや借上期間満了時に入居者に他の公営住宅等への移転を求める必要が生ずるなど対応に難しい面があることを考慮したこと、事業主体が募集しても住宅の借上げに応じる民間会社等が少ないことなどによると考えられるが、民間借上方式を採用する際には、契約期間満了時の対応に支障が生じないよう事業主体においてあらかじめ十分検討しておく必要がある。

なお、阪神淡路大震災の際には、神戸市は、市街地でまとまった土地を取得することが困難であることから、民間借上方式を採用して災害公営住宅を1,596戸（25年3月31日現在の借上戸数1,495戸）整備しているが、所有者からの借上期間は20年となっているため、退去期限まであと約2年となっており、同市は、原則的には退去期限到来時に入居者に対して一般の市営住宅の空家への移転を求めることとしている。同市は、高齢者、障害者等については、入居の継続が図れるようにする方針としているが、借上住宅の所有者によっては、同市が求める借上期間の延長に同意しない者もあることから、入居の継続を希望する高齢者、障害者等への対応が今後の課題となっている。

#### (ウ) 事業主体の人的体制等の状況に対応した整備方式の採用

東日本大震災等の発生前の18年度から22年度までの5年間に、47都道府県で整備された公営住宅（新潟県中越地震等に伴い整備された災害公営住宅を含む。）は計83,799戸であり、このうち、東北3県の区域内で整備された公営住宅は、表5のとおり計1,698戸となっている。

表5 東北3県において東日本大震災等の発生前の5年間に整備された公営住宅の戸数と災害公営住宅の整備計画戸数

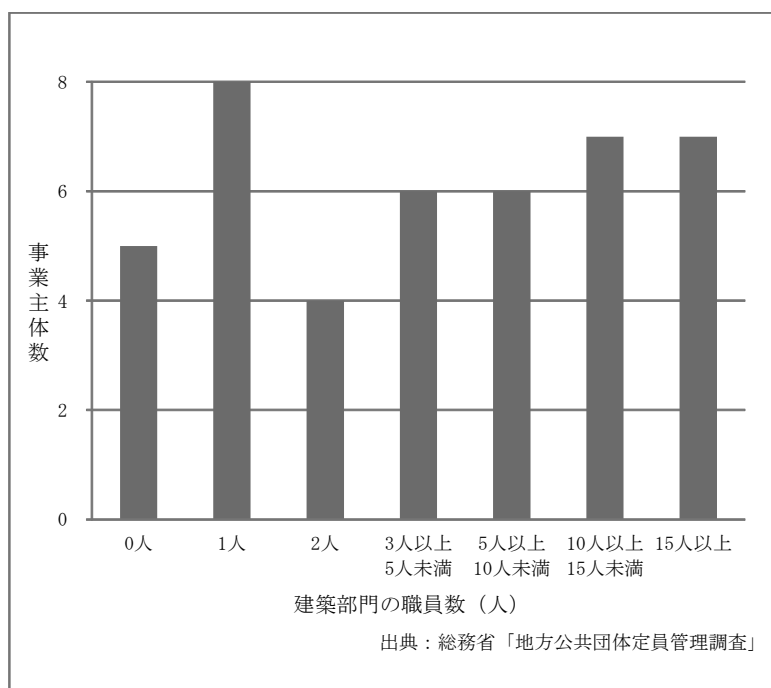
(単位：戸)

	各年度に整備された公営住宅の戸数						災害公営住宅の整備計画戸数
	平成18	19	20	21	22	計	
岩手県	115	141	101	120	54	531	6,097
宮城県	128	64	219	34	137	582	15,442
福島県	122	115	95	207	46	585	3,138
計	365	320	415	361	237	1,698	24,677

これに対して、今回東北3県における災害公営住宅の整備計画戸数はその14.5倍に当たる24,677戸に上っており、従前の人的体制のままですべての整備を進めるには困難な状況にあると考えられる。

そこで、東北3県の事業主体のうち、43市町村における建築部門の24年4月1日現在の職員数（臨時の職員で勤務した日が1年を超える職員を含む。）をみると、図1のとおりとなっており、中には建築部門の職員が不在の事業主体が5町村あった。

図1 43市町村における建築部門の職員数（平成24年4月1日現在）



このような状況の下、各事業主体は、職員の負担を軽減するために、他の地方

公共団体等から応援の職員を受け入れたり、建築部門に職員が比較的多数配置されている県に災害公営住宅の整備を委託したり、直接建設方式に加えてUR建設譲渡方式等を採用したりして対応している。

整備方式別の整備計画戸数をみると、災害公営住宅の整備を全て県に委託したり、直接建設方式による整備を実施せずUR建設譲渡方式等による整備を採用したりしている市町村は東北3県管内で9市町（整備方式が全部又は一部未定となっている市町村を除く。）あり、これらの市町村に係る整備計画戸数は計4,100戸となっていた。

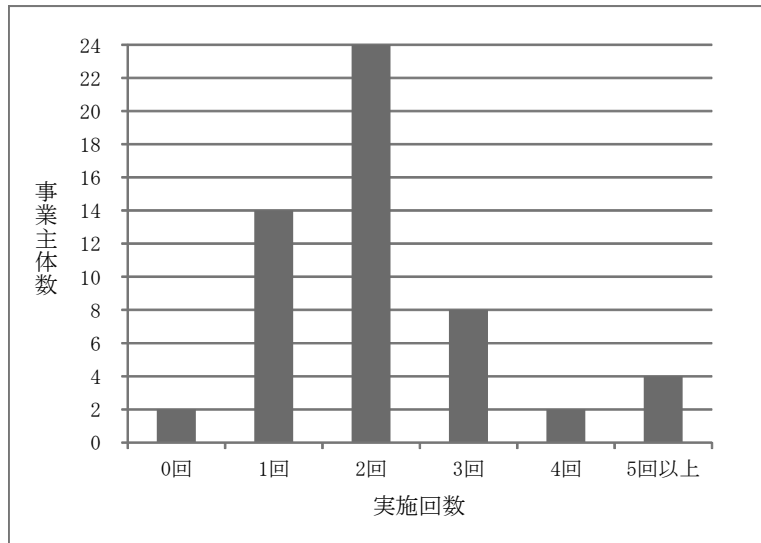
一方、直接建設方式による整備計画戸数が525戸と整備計画戸数全体600戸の87.5%を占めている事業主体も1町あるなど、直接建設方式による整備計画戸数の割合が高い事業主体もあり、このような事業主体では、職員の負担が大きくなっていると考えられる。

災害公営住宅の整備の事業主体となる市町村等は、整備計画の策定又はその見直しに際して、建築部門の人的体制、整備期間等を勘案するとともに、それぞれの特徴を踏まえて適切な整備方式を選択することが重要である。

#### エ 意向調査等

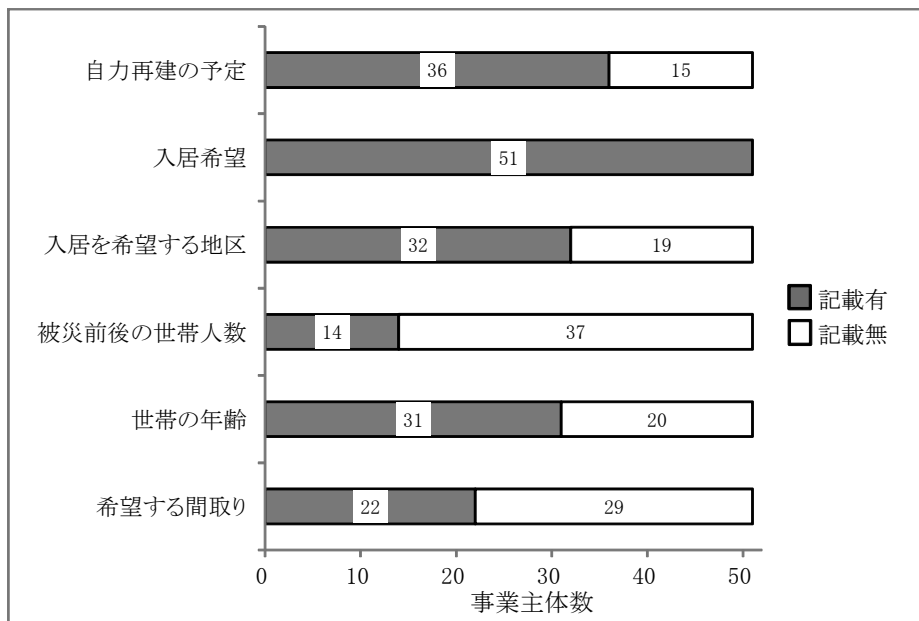
事業主体となっている市町村等は、被災者に対して、自力で再建する場合の支援策や災害公営住宅の家賃、間取等住宅再建に関する説明会を行うとともに、住宅の再建方法に関するアンケートや個別訪問等による調査を実施して、災害公営住宅に対する住民の意向を把握している。そして、56事業主体のうち管内市町村と同じ区域で整備を実施することとしているため意向調査の必要がない岩手、宮城両県を除く54事業主体における意向調査の実施状況は、図2のとおりとなっており、意向調査を1回も実施していない事業主体が2事業主体ある一方で、2回以上実施して住民の意向の変化を把握するよう努めている事業主体もあった。また、アンケート等による意向調査実施後に、災害公営住宅の入居意思を確認するなどのために、再度、個別訪問を行い整備計画の精度を高めている事業主体も見受けられた。

図2 事業主体による意向調査の実施回数



上記54事業主体のうち、アンケート等による意向調査の調査内容を把握できた51事業主体における調査項目をみると、その主なものは、自力再建の予定の有無、災害公営住宅への入居希望の有無、入居を希望する地区、世帯の人数及び年齢等となっていた。また、51事業主体のうち、災害公営住宅への入居希望の有無だけでなく、整備計画を策定する上で必要と考えられる入居を希望する地区を調査項目としているのは、図3のとおり、32事業主体となっており、世帯の人数を調査項目としているのは14事業主体となっている。

図3 意向調査の調査項目の状況



東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）では、復興の基本理念の一つとして被災地域の住民の意向を尊重することとされている。そして、宮城県が定めた宮城県復興住宅計画では、地域コミュニティの維持を図るための取組の一つとして、きめ細かな住民に対する調査等により住民の意向を把握するとしており、岩手県においても多様な住民の意向や地域性に配慮した住まいづくりをすることとしている。また、福島県では、居住制限者向けの災害公営住宅の整備について、コミュニティが維持されるよう、住民に対する意向調査等を踏まえて実施することとしている（7ページ表2参照）。

このため、前記のように意向調査を実施しないまま、また、実施しても調査項目が住民の意向を把握するために十分でないまま基本的な計画を策定して災害公営住宅を整備すると、入居希望地区の偏りや整備計画戸数の過不足が発生したり、従前の地域コミュニティの維持等に十分配慮されなかつたりするなどの事態が発生するおそれがあることから、意向調査の実施に際しては、必要な項目を網羅して適時適切に実施することが重要である。

整備計画の策定に当たって意向調査を実施していない事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

A県B市は、応急仮設住宅の退去期限を目安に災害公営住宅を整備することとして、整備を計画していた公営住宅のうち、既に用地取得や基本設計が終わっているなどして早急に整備可能な団地を一般の公営住宅から災害公営住宅に変更することとしていた。そして、B市は、整備計画戸数を算定する際に被災者への意向調査等を行うことなく、平成25年度以降に建設する計画であった公営住宅を災害公営住宅として建設することとして、24年度に実施設計を行い、25年度に建設工事に着手している。このため、災害公営住宅は26年度に完成予定となっているが、B市では、完成後、入居募集の結果応募者が多数であった場合には既存の公営住宅の空家を活用するなどとしていた。

しかし、従前の居住地と異なる地区に災害公営住宅が建設されるため、被災者が入居を希望するか否かは不明であり、災害公営住宅が完成しても入居希望者が少なく空家が生ずるおそれや、逆に希望者が多い場合には、B市内の既存の公営住宅では被災者以外に入居希望者が多く空家の発生戸数が少ない状況であるため被災者が入居できないおそれがある。

なお、B市は、建設工事の契約直前に、応急仮設住宅の入居者を対象に入居希望の有無について意向調査を実施しているが、同市内で被災して応急仮設住宅に入居している者以外の被災者を対象としていないため、整備計画戸数の適否の検証には至っていない。

一方、意向調査を複数回実施してその結果により災害公営住宅の整備計画戸数等を見直した事例を示すと次のとおりである。

<参考事例1>

長野県下水内郡栄村は、基本計画や実施設計の段階である平成23年6月に意向調査を実施するなどして、整備計画戸数を31戸と決定して23年12月に住宅供給公社と買取りに係る協定を締結した。その後、24年2月に住民に対して、再度、災害公営住宅への入居の意思を個別訪問により確認して、その結果に基づいて整備計画戸数を28戸に変更しており、戸数の過不足を生ずることなく整備が行われていた。

災害公営住宅の整備に当たっては、意向調査等を適時適切に実施して住民の意向の変化を的確に把握して、これに基づいて整備計画戸数を見直していくことが重要である。

オ 国土交通省による支援

国土交通省は、事業主体に対する支援の一環として、人的体制等が必ずしも整っていない東北3県の管内市町村における災害公営住宅の計画・供給手法に係る検討業務（以下「直轄調査」という。）を、表6のとおり、23、24両年度に契約金額計3億0871万余円で委託して実施している。直轄調査では、各市町村の地域特性や居住者等の住宅に対する意向等を踏まえた整備計画等の策定支援、意向調査を実施していない市町村における意向調査の実施支援等を行っており、同省は、直轄調査の報告書を調査対象の市町村等に配布しているほか、25年度も直轄調査を実施することとしている。

そして、調査の対象となった市町村等においては、直轄調査の成果について、意向調査の実施、災害公営住宅の整備地区の選定、整備計画戸数の算定等整備計画の策定等に活用している。

今後、市町村等における直轄調査の成果の活用状況に留意しながら、必要に応じて、直轄調査により事業主体を支援していくことが重要である。

表6 国土交通省による直轄調査の契約及び対象市町村

県名	平成23年度			24年度		
	契約名	対象市町村		契約名	対象市町村	
		市町村数	市町村名		市町村数	市町村名
岩手県	岩手県（北部）等における災害公営住宅の計画・供給手法に係る検討業務	5	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、野田村	岩手県等における災害公営住宅の供給を推進するための計画に係る検討業務	7	宮古市、山田町、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、一関市
	岩手県（南部）等における災害公営住宅の計画・供給手法に係る検討業務	4	大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町			
宮城県	宮城県（北部）等における災害公営住宅の計画・供給手法に係る検討業務	9	気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、塩竈市、大崎市、登米市	宮城県等における災害公営住宅の供給を推進するための計画に係る検討業務	11	気仙沼市、南三陸町、東松島市、松島町、塩竈市、名取市、岩沼市、多賀城市、亶理町、山元町、七ヶ浜町
	宮城県（南部）等における災害公営住宅の計画・供給手法に係る検討業務	7	仙台市、名取市、岩沼市、多賀城市、亶理町、山元町、七ヶ浜町			
福島県	福島県（北部）等における災害公営住宅の計画・供給手法に係る検討業務	4	福島市、相馬市、南相馬市、新地町	福島県等における災害公営住宅の供給を推進するための計画に係る検討業務	10	南相馬市、いわき市、白河市、楡葉町、須賀川市、桑折町、鏡石町、矢吹町、川俣町、飯館村
	福島県（南部）等における災害公営住宅の計画・供給手法に係る検討業務	3	いわき市、郡山市、広野町			

(注) 市町村名のうち下線があるものは、平成23、24両年度に調査対象となっている市町である。

(2) 災害公営住宅整備の進捗状況等

ア 復興交付金等の交付状況

市町村等は、意向調査等を踏まえて災害公営住宅の整備に係る基本的な計画を策定するとともに、復興交付金事業計画等を提出して復興交付金等の交付を受けているが、それらの交付状況は次のとおりとなっている。

(ア) 23年度第1次補正予算による補助金の交付状況

23年度第1次補正予算では、一般会計（組織）国土交通省（項）住宅対策事業費（目）公営住宅整備費等補助に、災害対応公共事業関係費の一部として災害公営住宅整備事業等に係る予算が計上されており、歳出予算額1115億8500万円に対する支出済歳出額は1億7343万円、翌年度繰越額は2億0978万余円、不用額は1112億0178万余円となっている。翌年度繰越額2億0978万余円のうち1億8369万余円は24年度に執行されており、23年度支出済歳出額1億7343万円と合わせた執行額計3億5712万余円は、全て災害公営住宅整備事業等に係る補助金（公営住宅整備費等補助）として、5事業主体に係る補助対象事業費計5億2730万余円に対して交付され

ている。

このように不用額が多額に上っているのは、第1次補正予算の成立時（23年5月）には応急仮設住宅の建設に重点を置かざるを得なかったこと、災害公営住宅の整備計画の検討に時間を要したことなどのため、災害公営住宅整備事業等の事業の執行ができなかったことに加えて、第3次補正予算において復興交付金制度が創設されたことから、多くの事業主体が補助率がより高い復興交付金により、災害公営住宅の整備を実施することとしたことによるものである。

#### (イ) 復興交付金の交付状況

25年6月末現在、23年度第3次補正予算及び24年度予算による第1回から第6回までの復興交付金として、計1兆6228億余円が市町村等に交付されているが、このうち災害公営住宅整備事業等に係る交付額（管内市町村分を含む。）についてみると、56事業主体のうち管内市町村の受託事業のみを実施している宮城県を除いた55事業主体に対して、25年度第2四半期までに事業着手を予定している17,302戸を対象として、復興交付金4130億9103万余円（交付対象事業費4726億9481万余円）が交付されている（市町村ごとの災害公営住宅整備事業等に係る復興交付金の年度別計上額は巻末別表2参照）。そして、上記55事業主体のうち54事業主体は復興交付金を財源に基金を造成しており、1事業主体は単年度事業により災害公営住宅の整備を実施している。また、工程表等における56事業主体の整備計画戸数25,067戸のうち、上記の17,302戸を除いた7,765戸（25年6月末現在の整備計画戸数に対する割合30.9%）については、事業着手を25年度第3四半期以降としている。

また、復興交付金を財源に基金を造成する場合、年度間の融通は可能であるが、復興交付金事業計画は、執行予定年度別に区分して交付対象事業費及び復興交付金の執行予定額を計上することとなっており、これらの執行予定額を年度別にみると、表7のとおり、東北3県以外では復興交付金の執行予定額の計上が25年度までとなっているが、東北3県では、被災規模及び事業規模が大きいことから事業に要する期間が長くなっており、26年度までの交付対象事業費及び復興交付金の執行予定額が計上されている。



表7 災害公営住宅整備事業等に係る年度別の復興交付金の執行予定額

(単位：百万円)

区分 年度 県名	交付対象事業費						復興交付金(国費)						
	平成 23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	計	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	計	
東北 3 県	岩手県	2,202	44,593	47,224	48,815	-	142,836	1,926	39,016	41,311	42,713	-	124,969
	宮城県	3,409	50,068	118,484	74,082	-	246,044	2,982	43,315	103,671	64,822	-	214,791
	福島県	2,129	23,006	43,512	7,010	-	75,659	1,863	20,130	38,073	6,134	-	66,201
	計	7,741	117,668	209,221	129,908	-	464,540	6,773	102,462	183,056	113,669	-	405,962
そ の 他 の 県	青森県	132	1,454	-	-	-	1,586	115	1,269	-	-	-	1,385
	茨城県	104	1,131	3,668	-	-	4,904	91	990	3,210	-	-	4,291
	千葉県	-	522	337	-	-	860	-	457	295	-	-	752
	新潟県	-	92	-	-	-	92	-	77	-	-	-	77
	長野県	-	711	-	-	-	711	-	622	-	-	-	622
	計	236	3,912	4,006	-	-	8,154	206	3,416	3,505	-	-	7,128
合計	7,977	121,581	213,227	129,908	-	472,694	6,980	105,879	186,561	113,669	-	413,091	

(注) 各県の交付対象事業費及び復興交付金の額は管内市町村分を含む。

## イ 整備の進捗状況等

東北3県における災害公営住宅の整備計画戸数、完成予定年度等については、前記のとおり、工程表等が公表されていることから、その内容を分析するとともに、その他5県についても合わせて、災害公営住宅の整備の進捗状況等を把握し分析した。

### (ア) 完成予定年度別の戸数

8県の56事業主体における災害公営住宅について、災害公営住宅を単独で整備する（以下「単独整備」という。）場合と面的整備を伴う場合とに区分して、完成予定年度別の整備計画戸数をみると、表8及び図4のとおりとなっている（市町村ごとの完成予定年度別の整備計画戸数は巻末別表3参照）。

表8 完成予定年度別の整備計画戸数

(単位：戸)

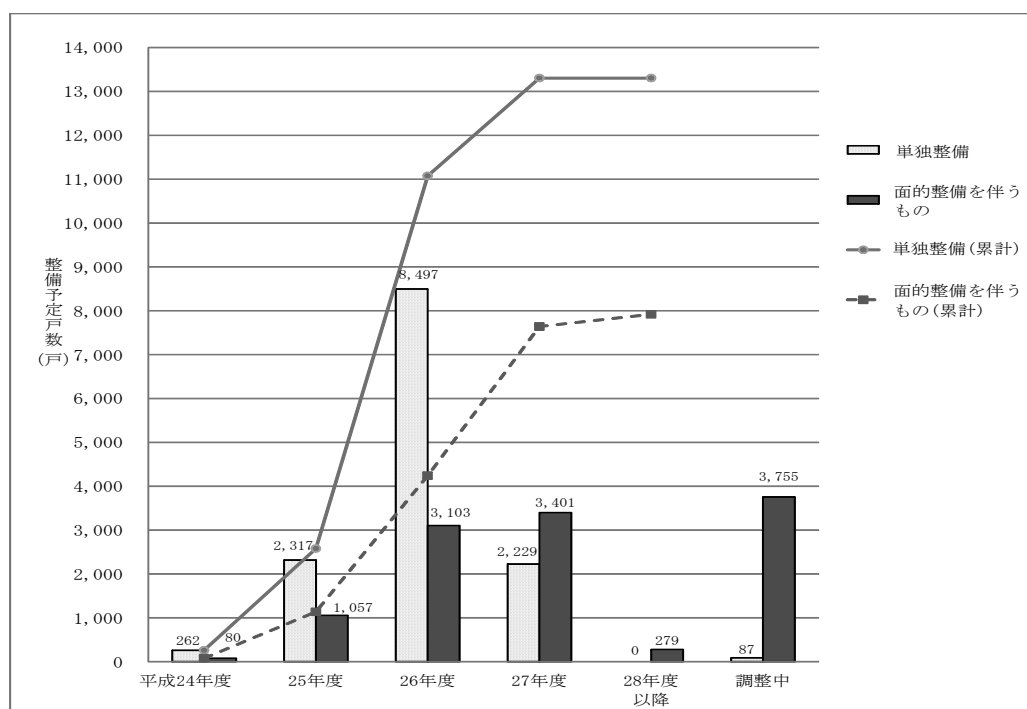
区分 年度 県名	単独整備							面的整備を伴うもの							
	平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度 以降	調整中	計	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度 以降	調整中	計	
東北3県	岩手県	118	715	2,745	398	0	0	3,976	0	85	1,139	618	279	0	2,121
	宮城県	50	1,176	4,254	1,393	0	0	6,873	0	600	1,461	2,783	0	3,725	8,569
	福島県	0	156	1,472	438	0	87	2,153	80	372	503	0	0	30	985
	計	168	2,047	8,471	2,229	0	87	13,002	80	1,057	3,103	3,401	279	3,755	11,675
その他の県	青森県	60	7	0	0	0	0	67	0	0	0	0	0	0	0
	茨城県	0	214	26	0	0	0	240	0	0	0	0	0	0	0
	千葉県	0	49	0	0	0	0	49	0	0	0	0	0	0	0
	新潟県	6	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0
	長野県	28	0	0	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0	0
	計	94	270	26	0	0	0	390	0	0	0	0	0	0	0
合計	262	2,317	8,497	2,229	0	87	13,392	80	1,057	3,103	3,401	279	3,755	11,675	
累計	262	2,579	11,076	13,305	13,305	—	—	80	1,137	4,240	7,641	7,920	—	—	
進捗率(%)	1.9	19.2	82.7	99.3	99.3	100.0	—	0.6	9.7	36.3	65.4	67.8	100.0	—	

区分 年度 県名	単独整備と面的整備を伴うものとの計							
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度 以降	調整中	合計	
東北3県	岩手県	118	800	3,884	1,016	279	0	6,097
	宮城県	50	1,776	5,715	4,176	0	3,725	15,442
	福島県	80	528	1,975	438	0	117	3,138
	計	248	3,104	11,574	5,630	279	3,842	24,677
その他の県	青森県	60	7	0	0	0	0	67
	茨城県	0	214	26	0	0	0	240
	千葉県	0	49	0	0	0	0	49
	新潟県	6	0	0	0	0	0	6
	長野県	28	0	0	0	0	0	28
	計	94	270	26	0	0	0	390
合計	342	3,374	11,600	5,630	279	3,842	25,067	
累計	342	3,716	15,316	20,946	21,225	—	—	
進捗率(%)	1.3	14.8	61.1	83.5	84.6	100.0	—	

注(1) 各県の整備計画戸数は管内市町村の分を含む。

注(2) 「調整中」には、用地交渉中であつたり、整備計画の策定中であつたりして、現段階では完成予定時期が確定していないものを計上している。

図4 完成予定年度別の整備計画戸数の推移



(注) 調整中の3,842戸については、整備計画戸数に含めていない。

災害公営住宅の整備の進捗状況については、以下のような問題点が見受けられた。

- ① 用地交渉中であつたり、整備計画の策定中であつたりして25年6月末時点では完成予定時期が確定していない災害公営住宅が3,842戸と整備計画戸数25,067戸の15.3%を占めている。これについては、早期に完成させるために、関係者と協議するなどして早急に完成予定時期を確定する必要がある。
- ② 応急仮設住宅の供与期間がほぼ3年となる25年度末でみると、完成予定の災害公営住宅は3,716戸と整備計画戸数25,067戸の14.8%にとどまっております。多数の被災者は、自力再建によらない限り3年を超える期間にわたって応急仮設住宅への入居を余儀なくされる見込みである。建設された仮設住宅は、基礎等が恒久的な住宅とは異なる構造であることから耐久性等も懸念される。

一方、阪神淡路大震災における災害公営住宅の整備状況についてみると、震災から3年を経過した9年度末における災害公営住宅の完成戸数は9,476戸と全整備計画戸数25,421戸の37.2%となっていた。

東日本大震災等における面的整備の実施地区は、表9のとおり、阪神淡路大震災等と比較して多くなっているが、これは、特に、津波により被災した地域に

において既存の住宅用地をそのまま利用することが困難であることから、地盤のかさ上げや高台への移転等が伴う防災集団移転促進事業等の実施地区が多いことによるものであり、このように地盤のかさ上げを実施する地区や集団移転先の地区の土地利用の決定に期間を要していることなどが、災害公営住宅の整備に時間を要している一因となっていると考えられる。

表9 東日本大震災等、阪神淡路大震災及び新潟県中越地震における面的整備の実施地区数

	東日本大震災等 (平成25年6月末現在)	阪神淡路大震災	新潟県中越地震
土地区画整理事業	51地区 (事業認可を得た地区数)	20地区	—
防災集団移転促進事業	334地区 (工程表に基づく面整備事業を行う地区数)	—	3地区

- ③ 東日本大震災等における災害公営住宅の整備に関しては、上記のとおり、既存の住宅用地を利用することが困難な地区が多いことなどから、面的整備を伴うものが11,675戸と整備計画戸数25,067戸の46.5%を占めている。そして、単独整備と面的整備を伴う場合とを比較すると、25年度末までに完成予定の災害公営住宅は、単独整備は2,579戸（単独整備の整備計画戸数13,392戸の19.2%）、面的整備を伴う場合は1,137戸（面的整備を伴う場合の整備計画戸数11,675戸の9.7%）となっていて、面的整備を伴う場合はほとんど完成予定年度が26年度以降となっている。

(イ) 24年度末の進捗状況

24年度末現在における災害公営住宅の整備の進捗状況を、調書等から県別、整備方式別にみると、表10のとおりとなっていて、着工戸数、完成戸数はそれぞれ2,287戸、342戸と整備計画戸数25,067戸のそれぞれ9.1%、1.3%となっている。

表10 平成24年度末現在における災害公営住宅の完成戸数等の実績

県名	整備方式	計画戸数 (戸)	着工戸数 (戸)	完成戸数 (戸)	復興交付金		
					交付対象事業 費 (千円)	復興交付金等 充当額 (千円)	
東北 3 県	岩手県	直接建設	4,327	231	20	680,682	595,593
		UR建設譲渡	997	104	0	—	—
		買取	773	98	98	1,217,039	1,064,909
		未定	0	0	0	—	—
		小計	6,097	433	118	1,897,721	1,660,502
	宮城県	直接建設	4,771	681	30	993,001	849,129
		UR建設譲渡	4,428	341	0	—	—
		買取	2,647	308	0	—	—
		民間借上	149	149	20	31,536	27,594
		未定	3,447	0	0	—	—
		小計	15,442	1,479	50	1,024,537	876,723
	福島県	直接建設	2,994	124	80	1,183,736	1,035,767
		UR建設譲渡	77	30	0	—	—
未定		67	0	0	—	—	
小計		3,138	154	80	1,183,736	1,035,767	
計		24,677	2,066	248	4,105,996	3,572,992	
その 他 の 県	青森県	直接建設	67	67	60	1,016,616	886,413
	茨城県	直接建設	240	120	0	—	—
	千葉県	直接建設	49	0	0	—	—
	新潟県	直接建設	6	6	6	71,461	59,550
	長野県	買取	28	28	28	592,398	518,348
	計		390	221	94	1,680,476	1,464,311
合計		25,067	2,287	342	5,786,472	5,037,304	

注(1) 着工戸数は、建設工事に着手した戸数である。

注(2) 複数の工期に分けて災害公営住宅を整備する場合があるため、復興交付金には完成していない災害公営住宅に係る分も含まれている。

24年度末現在の完成戸数342戸のうち262戸(76.6%)は単独整備によるものであり、面的整備を伴うものは80戸となっているが、これは相馬市がほぼ整地されている市有地等に1m程度の地盤のかさ上げを実施して災害公営住宅を建設したものであり、面的整備を伴う場合に通常必要とされる大規模な造成工事が必要でなかったことから、早期に完成できたものである。

(ウ) 整備が進捗していない背景

前記のとおり、東日本大震災等における災害公営住宅の整備においては、面的整備を伴う場合が多くなっているが、整備が進捗していない背景としては、用地

取得の遅れが大きな要因と考えられることから、8県から徴した調書により用地取得が難航している理由を確認した。その結果、用地取得が難航しているため、災害公営住宅の整備が進捗していないとしていたのは、東北3県の17事業主体となっており、その理由の主なものは、表11のとおり、地権者の特定、境界確定、登記等に時間を要している（9事業主体）、地権者の合意が得られない（8事業主体）、応急仮設住宅の用地として使用されているなどのため適地が少ない（8事業主体）などとなっていた。

表11 用地取得が難航している理由

理 由	事業主体数
地権者の特定、境界確定、登記等に時間を要している	9
地権者の合意が得られない	8
応急仮設住宅の用地として使用されているなどのため適地が少ない	8
売却額が折り合わない	6
他事業との調整に時間を要しているなど	4

(注) 事業主体により理由が複数ある場合があるため、事業主体数を合計しても上記の17事業主体にはならない。

このように、用地取得については様々な理由から難航しているが、民間会社が所有する土地を活用することなどにより、用地取得に要する時間が短縮でき早期に完成することができた事例を示すと次のとおりである。

<参考事例2>

岩手県釜石市は、災害公営住宅を計1,418戸整備する計画であり、県に198戸の整備を委託するほか、210戸については、地元の民間会社が同社の所有地に建設する住宅を買い取るとする買取方式を採用することとした。

そして、買取方式の採用により、用地の選定、建設工事等に係る業者選定等の期間の短縮ができたほか、直接建設方式に比べて建設工事発注等の業務に係る職員の負担を軽減することができたことから、210戸のうち第1期分の54戸は、平成24年度中に完成している。

ウ 整備の加速化に向けた国の取組状況

25年2月に、復興庁及び関係各省（総務省、法務省、文部科学省、農林水産省及び

国土交通省)で組織される「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」が設置され、住宅再建やまちづくり等の復興事業の加速化に向けて迅速かつ適切な対応を早期に実現するため、①用地取得の迅速化、②埋蔵文化財発掘調査の簡素化・迅速化、③人員不足対策(技術者・技能者の確保)、④資材不足対策(生コンクリート及び砂)、⑤発注者支援、⑥適正な契約価格等の各種課題に対する具体的な取組を取りまとめている。復興庁は、25年2月から6月までに、その具体的な取組を公表しており、前記の工程表もこの取組の一環として公表しているものである。

上記の具体的な取組として、総務省は全国の地方公共団体に対して職員の派遣要請を行うなどしている。また、国土交通省においても、用地取得が困難な土地がある防災集団移転促進事業について事業計画の柔軟な変更を可能にしたり、土地収用手続きに関する研修を実施したり、複数地区の設計業務と工事を一括して発注し工期の短縮を図るコンストラクト・マネジメント方式(以下「CM方式」という。)を導入する方針を定めたりなどしている。

さらに、国土交通省においては、25年度の直轄調査として、面的整備を伴う地区において早期に災害公営住宅の整備を図る方策や工程又は完成予定時期が未確定の地区の解消に向けた検討等を行い、今後の事業化の促進及び的確な進行管理の実現を図ることとしている。

今後、国土交通省においては、前記のとおり整備が必ずしも進捗していないことを踏まえ、関係省庁と協力するなどして、整備の加速化に向けた取組を着実に実施していくことが重要である。

### (3) 入居者の募集状況等

災害公営住宅を整備して、25年4月末までに完成して入居者の募集を行っているのは18地区349戸であり、入居者の募集状況及び入居戸数は、表12のとおり、8地区142戸では入居率が100%となっているが、全体では入居戸数は291戸、平均入居率は83.3%となっている。

表12 入居者の募集状況及び入居戸数（平成25年7月1日現在）

県名	市町村名	地区名	整備方式	整備状況		募集状況			入居戸数 (B) (戸)	入居率 (B/A) (%)	
				戸数 (戸)	完成日	募集開始日	募集戸数 (A) (戸)	応募戸数 (戸)			
東北3県	岩手県	大船渡市	盛	買取	44	平成24年12月3日	24年10月22日	44	24	24	54.5
			大船渡	直接建設	12	25年3月21日	25年3月25日	12	40	12	100.0
		釜石市	上中島	買取	54	25年3月27日	25年3月21日	54	134	54	100.0
		野田村	門前小路	直接建設	8	25年3月25日	25年4月1日	8	7	7	87.5
	宮城県	仙台市	北六番丁	直接建設	12	25年3月21日	24年12月21日	12	12	12	100.0
		石巻市	根上り松	民間借上	20	25年3月19日	25年2月4日	20	30	19	95.0
		山元町	新山下駅周辺	直接建設	18	25年3月25日	25年2月6日	18	18	18	100.0
	福島県	相馬市	馬場野山田	直接建設	12	24年8月8日	24年7月15日	12	7	7	58.3
			程田明神前	直接建設	46	25年3月25日	24年7月6日	46	46	45	97.8
			南戸崎	直接建設	10	25年3月25日	24年7月6日	10	6	6	60.0
			狐穴	直接建設	12	25年3月25日	24年7月6日	12	10	9	75.0
	計			—	248	—	—	248	334	213	85.8
その他の県	青森県	八戸市	白山台	直接建設	12	25年3月25日	24年10月1日	12	7	5	41.6
			多賀台	直接建設	26	25年3月19日	24年10月1日	26	13	11	42.3
			湊	直接建設	17	25年3月25日	24年10月1日	17	22	16	94.1
			白銀	直接建設	7	25年4月26日	24年10月1日	7	9	7	100.0
	おいらせ町	苗平谷地	直接建設	5	25年3月13日	24年11月5日	5	7	5	100.0	
	新潟県	十日町市	松之山	直接建設	6	25年3月25日	25年2月14日	6	6	6	100.0
	長野県	栄村	青倉他	買取	28	24年11月26日	24年8月3日	28	28	28	100.0
	計			—	101	—	—	101	92	78	77.2
合計			—	349	—	—	349	426	291	83.3	

(注) 平成25年4月1日以降に完成している災害公営住宅が含まれているため、表10の完成戸数の合計とは一致しない。

上記18地区のうち4地区については、表12のとおり、入居率が41.6%から58.3%となっており、応募戸数が募集戸数を大幅に下回っている。その要因としては、意向調査実施時には募集戸数を上回る希望があったが、応急仮設住宅の退去期限になっていないので応募を見合わせていたり、時間の経過と共に被災者の意向が変わったりするなどやむを得ない面もあるが、入居予定戸数に自力再建を予定している者が含まれているなど意向調査の方法に問題が見受けられたり、既存の建物の買取りに際して、エレベータが設置されていないなど入居者の利便性への配慮が必ずしも十分でなかったり



するなどの事態も見受けられた。

また、当初の応募戸数が少なかったため、入居対象者を当該事業主体の区域外に拡大するなど募集要件を見直すことにより入居希望者が増加したのも見受けられた。

募集戸数に対して入居戸数が下回った事例を示すと、次のとおりである。

<事例2>

C県D市は、2回実施した意向調査を基に災害公営住宅を建設しており、市内に居住している被災者を対象として入居募集を行って、募集要件に合致した世帯を入居内定者としたが、その数は募集戸数を下回っていた。その後、募集要件を災害公営住宅の入居資格を有する全ての被災者とする事としたことから新たな応募があったものの、入居内定者の一部が入居を辞退したため、平成25年7月1日現在の入居者（内定者含む。）は募集戸数を相当程度下回ったままとなっている。

D市の説明によると、意向調査実施後に自力再建した者、応急仮設住宅（雇用促進住宅、県営住宅等）への入居期間の延長により様子を見ている者等が続出したため、意向調査の結果と募集状況とにかい離が生じたとしているが、意向調査実施時点において既に自力再建していた者を入居希望者に含めているなど意向調査の方法にも問題が見受けられた。

事業主体は、被災者の意向の変化を可能な限り適時適切に把握するなどして、必要に応じて整備計画、整備内容等も弾力的に見直していく必要がある。そして、募集の結果入居率が悪い場合には、他の市町村等の取組状況も参考にして適切に募集要件を見直すなど入居率の改善に努める必要がある。

また、先行して整備される地区の入居状況等を踏まえて、今後整備していく災害公営住宅に係る整備計画、整備内容等について継続的に見直していく必要がある。

さらに、災害発生後3年（東日本大震災等の場合は26年3月）が経過した後は、災害公営住宅に空家が生じた場合、被災者に限らず入居が可能となることから、被災者以外の者を入居させて空家を解消することが可能となるが、前記のとおり災害公営住宅の整備には一般の公営住宅より高い補助率により復興交付金等が交付され整備されることなどを十分勘案して、入居希望者の意向を適時適切に把握した上で災害公営住宅を整備するなど、空家が生じないような取組を行っていくことが重要である。

#### 4 所見

##### (1) 検査の状況の概要

災害公営住宅の整備は、東日本大震災等からの復興に向けて、被災者の居住の安定確保につながり、被災地のまちづくりに寄与するものであることから、その進捗状況

等は国民の大きな関心の対象となっており、災害公営住宅整備事業等は復興交付金事業の中でも基幹事業の一つとして位置付けられている。

そこで、会計検査院は、効率性、有効性等の観点から、災害公営住宅の整備に係る計画策定に際して、住民に対する意向調査や整備方式の採用は適切に行われているか、整備は着実に進捗しているか、整備後の募集及び入居の状況はどうなっているかなどに着眼して検査したところ、次のような状況が見受けられた。

ア 25年6月末現在、整備計画戸数25,067戸のうち7市町の3,514戸の整備方式が未定となっていた。また、39市町村においては、災害公営住宅を直接建設方式により整備することとしており、その中には整備計画戸数の大半を直接建設方式により整備することとしていて、職員の負担が大きくなっていると考えられる市町村もあった。一方で、東北3県管内の9市町においては、職員の負担の軽減を図るなどのため、県に整備を委託したり、UR建設譲渡方式や買取方式を積極的に採用したりしていたほか、1市においては民間借上方式による整備を採用していた。また、住民に対する意向調査については、意向調査を実施していなかったり、実施しても整備計画を策定する上で必要と考えられる調査項目が網羅されていなかったりする市町村等が見受けられた。

イ 25年6月末までに交付された災害公営住宅整備事業等に係る国庫補助金及び復興交付金の交付額は計4134億余円に上っている。しかし、用地交渉等のため、現段階では完成予定時期が確定していない整備計画戸数が3,842戸（全体の15.3%）見受けられたほか、地盤のかさ上げや高台への移転等の面的整備を伴う場合は、単独整備よりも事業の進捗に時間を要する傾向が見受けられた。また、災害公営住宅の整備においては、面的整備を伴う場合が全体の46.5%と相当の割合を占めていることなどから、応急仮設住宅の原則的な供与期間である3年内の整備計画戸数は3,716戸（全体の14.8%）にとどまっていた。整備の進捗が遅れているのは、地権者が特定できない、地権者の合意が得られないなどのため用地取得が難航していることなどによるものである。25年2月に復興庁に設置された「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」では、住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた取組を取りまとめており、これを受けて各省庁では様々な施策が実施されていて、国土交通省においても手続の簡素化に係る措置、迅速な業務執行のための情報提供のほかCM方式の導入等が逐次実施されている。

ウ 25年7月1日現在、募集を開始した地区の中の一部には入居率が低い地区が見受けられ、全体では募集戸数計349戸に対して入居戸数は計291戸（入居率83.3%）となっていた。一部の地区で入居率が低くなっている要因としては、被災者が応急仮設住宅の退去期限になっていないので応募を見合わせたりしていることなどによるものもあるが、意向調査等による住民の意向の把握が十分でなかったり、入居者の利便性への配慮が必ずしも十分ではなかったりするなどの事態も見受けられた。

## (2) 所見

東日本大震災等からの復旧・復興に係る事業のうち災害公営住宅整備事業等は、被災した市町村等が事業主体となって、応急仮設住宅等に入居していて自力での住宅再建・取得が困難な被災者に恒久的な住宅を提供する事業であり、被災者の居住の安定の確保、ひいてはその暮らしの再生につながるものであることから、その迅速かつ的確な実施が求められている。

そして、国は、財政的支援はもとより、技術的な助言や各種手続の簡素化に向けた検討を行うなど、被災した市町村等による取組を支援しているところである。

災害公営住宅の整備は、今後、27年度までの集中復興期間中に、その着工戸数等の事業量がピークを迎える見込みであるが、事業の実施に際しては、提供される災害公営住宅が被災者の意向や要望に沿ったものであることが求められるとともに、事業主体においては、人的体制等に応じた適切な整備方式を選択した上で経済的かつ効率的に整備を進めていくことが必要である。

については、国土交通省において、必要に応じて直轄調査を活用するとともに、次の点に留意するなどして、災害公営住宅の整備に向けた支援を実施していくことが重要である。

ア 市町村等が、整備計画の策定又はその見直しに際して、災害公営住宅の整備に係る人的体制、整備期間等を勘案するとともに、各整備方式の特徴を踏まえて適切な整備方式を採用したり、被災者の意向の変化を適時適切に把握したりするよう技術的な助言等を行う。

イ 応急仮設住宅の供与期間は限られていることから、被災者に速やかに恒久的な住宅として災害公営住宅を提供できるよう、事業着手の見込みがたっていないものについては、市町村等が、早期に完成予定時期を確定して事業に着手する方策を見いだせるよう技術的な助言等を行うとともに、災害公営住宅の整備に面的整備を伴う

場合は、単独整備に比べてその完成までに時間を要する傾向がみられるので、復興庁等の関係省庁と協力するなどして整備の加速化に向けた取組を着実に実施していく。

ウ 募集を開始した一部の地区において、募集状況や入居戸数が低調になっているのが見受けられることから、市町村等が募集要件を適切に見直すことなどにより入居率の改善が図られるよう、他の事業主体における入居者の募集に係る取組状況等について情報を提供する。

会計検査院としては、災害公営住宅の整備が、被災者の居住の安定の確保や被災地のまちづくりに大きく寄与するものであり、その早期の提供が待ち望まれていること、事業が主として国費を原資として行われており、その額が多額に上る見込みであることなどを考慮して、今後も東日本大震災等からの復興施策の一つである災害公営住宅の整備の状況等について引き続き注視していくこととする。

# 別 表 目 次

別表1	整備方式別の整備計画戸数等の状況	33
別表2	災害公営住宅整備事業等に係る復興交付金の年度別計上額	35
別表3	完成予定年度別の整備計画戸数	36

別表1 整備方式別の整備計画戸数等の状況

(単位：戸)

県名	事業主体 市町村名	整備方式			UR建設 譲渡方式	買取方式			民間借上 方式	未定			合計
		直接建設方式				買取方式				未定			
		県	市町村	計		県	市町村	計		市町村	不明	計	
岩手県	宮古市	203	410	613	0	100	80	180	0	0	0	0	793
	大船渡市	563	33	596	188	0	44	44	0	0	0	0	828
	久慈市	0	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11
	陸前高田市	709	0	709	300	0	0	0	0	0	0	0	1,009
	釜石市	198	862	1,060	148	0	210	210	0	0	0	0	1,418
	大槌町	500	76	576	126	0	278	278	0	0	0	0	980
	山田町	547	49	596	235	0	0	0	0	0	0	0	831
	岩泉町	0	51	51	0	0	0	0	0	0	0	0	51
	田野畑村	0	8	8	0	0	61	61	0	0	0	0	69
	野田村	26	77	103	0	0	0	0	0	0	0	0	103
	洋野町	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
小計	2,746	1,581	4,327	997	100	673	773	0	0	0	0	6,097	
宮城県	仙台市	0	996	996	0	0	2,000	2,000	0	0	4	4	3,000
	石巻市	868	0	868	230	0	0	0	149	1,605	1,148	2,753	4,000
	塩竈市	0	0	0	380	0	0	0	0	0	0	0	380
	気仙沼市	0	668	668	1,060	0	260	260	0	0	10	10	1,998
	名取市	0	0	0	722	0	0	0	0	0	0	0	722
	多賀城市	0	0	0	532	0	0	0	0	0	0	0	532
	岩沼市	223	0	223	0	0	0	0	0	0	0	0	223
	登米市	0	60	60	0	0	0	0	0	0	0	0	60
	栗原市	0	15	15	0	0	0	0	0	0	0	0	15
	東松島市	83	58	141	536	0	233	233	0	0	85	85	995
	大崎市	0	50	50	0	0	120	120	0	0	0	0	170
	亘理町	350	146	496	0	0	0	0	0	0	0	0	496
	山元町	75	525	600	0	0	0	0	0	0	0	0	600
	松島町	40	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	40
	七ヶ浜町	217	0	217	0	0	0	0	0	0	0	0	217
	利府町	0	25	25	0	0	0	0	0	0	0	0	25
	大郷町	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	涌谷町	0	48	48	0	0	0	0	0	0	0	0	48
	美里町	0	40	40	0	0	0	0	0	0	0	0	40
	女川町	0	0	0	352	0	0	0	0	595	0	595	947
南三陸町	280	0	280	616	0	34	34	0	0	0	0	930	
小計	2,136	2,635	4,771	4,428	0	2,647	2,647	149	2,200	1,247	3,447	15,442	
福島県	会津若松市	90	0	90	0	0	0	0	0	0	0	0	90
	郡山市	160	0	160	0	0	0	0	0	0	0	0	160
	いわき市	250	1,515	1,765	0	0	0	0	0	0	0	0	1,765
	白河市	0	16	16	0	0	0	0	0	0	0	0	16
	須賀川市	0	40	40	0	0	0	0	0	0	0	0	40
	相馬市	0	405	405	0	0	0	0	0	0	0	0	405
	南相馬市	0	350	350	0	0	0	0	0	0	0	0	350
	桑折町	0	0	0	47	0	0	0	0	0	0	0	47
	鏡石町	0	24	24	0	0	0	0	0	0	0	0	24
	広野町	0	48	48	0	0	0	0	0	0	0	0	48
	檜葉町	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0	37	37
	新地町	0	73	73	30	0	0	0	0	0	30	30	133
	福島市(飯館村)	0	23	23	0	0	0	0	0	0	0	0	23
	小計	500	2,494	2,994	77	0	0	0	0	37	30	67	3,138
計	5,382	6,710	12,092	5,502	100	3,320	3,420	149	2,237	1,277	3,514	24,677	

(単位：戸)

県名	整備方式 事業主体 市町村名	直接建設方式			UR建設 譲渡方式	買取方式			民間借上 方式	未定			合計	
		県	市町村	計		県	市町村	計		市町村	不明	計		
その他の県	青森県	八戸市	0	62	62	0	0	0	0	0	0	0	0	62
		おいらせ町	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
		小計	0	67	67	0	0	0	0	0	0	0	0	67
	茨城県	水戸市	64	0	64	0	0	0	0	0	0	0	0	64
		高萩市	0	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0	26
		北茨城市	0	110	110	0	0	0	0	0	0	0	0	110
		ひたちなか市	24	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	24
		鹿嶋市	0	16	16	0	0	0	0	0	0	0	0	16
		小計	88	152	240	0	0	0	0	0	0	0	0	240
	千葉県	旭市	0	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	33
		香取市	0	16	16	0	0	0	0	0	0	0	0	16
		小計	0	49	49	0	0	0	0	0	0	0	0	49
	新潟県	十日町市	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	長野県	栄村	0	0	0	0	0	28	28	0	0	0	0	28
		計	88	274	362	0	0	28	28	0	0	0	0	390
	合計	5,470	6,984	12,454	5,502	100	3,348	3,448	149	2,237	1,277	3,514	25,067	

注(1) 各県の整備計画戸数には管内市町村の分を含む。

注(2) 福島市(飯館村)とは、飯館村が事業主体となって福島市内に災害公営住宅を整備することを示している。

注(3) 整備方式が未定のうち、不明とは県が事業主体か市町村が事業主体か不明なものである。

別表2 災害公営住宅整備事業等に係る復興交付金の年度別計上額

(単位：百万円)

県名	市町村名	区分		交付対象事業費					復興交付金(国費)							
		年度	年度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	計	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	計	
岩手県	宮古市			285	4,486	7,600	5,052	-	17,423	249	3,925	6,650	4,420	-	15,245	
	大船渡市			252	3,453	5,355	11,481	-	20,542	221	3,021	4,685	10,045	-	17,974	
	久慈市			-	15	233	-	-	248	-	12	194	-	-	206	
	陸前高田市			407	6,210	5,312	9,496	-	21,425	356	5,433	4,648	8,309	-	18,746	
	釜石市			469	14,916	11,769	11,133	-	38,288	410	13,052	10,298	9,741	-	33,502	
	大槌町			390	6,495	8,131	9,724	-	24,741	341	5,683	7,115	8,508	-	21,648	
	山田町			206	3,680	6,025	1,322	-	11,233	180	3,220	5,272	1,156	-	9,829	
	岩泉町			81	512	500	-	-	1,094	71	448	437	-	-	957	
	田野畑村			91	3,124	1,452	-	-	4,667	79	2,733	1,270	-	-	4,083	
	野田村			19	1,649	845	606	-	3,120	16	1,443	740	530	-	2,730	
	洋野町			-	50	-	-	-	50	-	42	-	-	-	42	
	小計			2,202	44,593	47,224	48,815	-	142,836	1,926	39,016	41,311	42,713	-	124,969	
東北3県	宮城県	仙台市		811	11,762	19,849	6,657	-	39,080	710	10,292	17,367	5,824	-	34,195	
		石巻市		815	12,271	20,147	26,932	-	60,165	713	10,243	17,628	23,565	-	52,150	
		塩竈市		-	-	11,866	-	-	11,866	-	-	10,383	-	-	-	10,383
		気仙沼市		225	2,254	8,177	18,143	-	28,799	196	1,972	7,154	15,875	-	25,199	
		名取市		-	869	1,170	1,030	-	3,069	-	760	1,023	901	-	2,685	
		多賀城市		-	1,366	7,014	-	-	8,381	-	1,196	6,137	-	-	-	7,333
		岩沼市		206	833	3,175	-	-	4,215	180	729	2,778	-	-	-	3,688
		登米市		-	771	815	-	-	1,587	-	674	713	-	-	-	1,388
		栗原市		-	137	106	-	-	244	-	120	93	-	-	-	213
		東松島市		32	4,871	9,216	4,359	-	18,480	28	4,262	8,064	3,814	-	-	16,170
		大崎市		-	378	3,918	691	-	4,987	-	331	3,428	604	-	-	4,364
		亘理町		161	7,361	7,257	-	-	14,780	140	6,441	6,350	-	-	-	12,932
		山元町		400	2,600	6,547	5,365	-	14,913	350	2,275	5,728	4,694	-	-	13,048
		松島町		-	589	885	99	-	1,574	-	516	775	86	-	-	1,377
		七ヶ浜町		707	2,712	2,959	-	-	6,378	618	2,373	2,589	-	-	-	5,581
		利府町		-	307	372	-	-	679	-	268	325	-	-	-	594
		大郷町		-	20	61	-	-	82	-	17	51	-	-	-	68
		涌谷町		-	355	808	191	-	1,355	-	310	707	167	-	-	1,186
		美里町		-	174	428	-	-	603	-	153	375	-	-	-	528
		女川町		50	70	7,615	2,277	-	10,013	43	61	6,663	1,993	-	-	8,762
南三陸町		-	359	6,091	8,334	-	14,785	-	314	5,329	7,292	-	-	12,937		
	小計			3,409	50,068	118,484	74,082	-	246,044	2,982	43,315	103,671	64,822	-	214,791	
福島県	会津若松市		-	481	1,800	-	-	2,281	-	421	1,575	-	-	-	1,996	
	郡山市		-	1,077	3,351	-	-	4,428	-	942	2,932	-	-	-	3,875	
	いわき市		42	13,569	25,364	5,409	-	44,385	36	11,873	22,193	4,732	-	-	38,836	
	白河市		-	10	43	202	-	256	-	9	37	176	-	-	224	
	須賀川市		-	-	297	-	-	297	-	-	260	-	-	-	260	
	相馬市		1,049	1,994	5,122	141	-	8,307	918	1,745	4,482	123	-	-	7,269	
	南相馬市		974	3,618	4,884	747	-	10,224	852	3,165	4,273	654	-	-	8,946	
	桑折町		-	10	189	-	-	199	-	8	165	-	-	-	174	
	鏡石町		-	-	352	-	-	352	-	-	308	-	-	-	308	
	広野町		-	515	617	-	-	1,132	-	450	540	-	-	-	990	
	楡葉町		-	143	-	-	-	143	-	125	-	-	-	-	125	
	新地町		63	1,487	1,407	510	-	3,469	55	1,301	1,231	446	-	-	3,035	
	福島市(飯館村)		-	98	82	-	-	180	-	85	71	-	-	-	157	
		小計			2,129	23,006	43,512	7,010	-	75,659	1,863	20,130	38,073	6,134	-	66,201
計			7,741	117,668	209,221	129,908	-	464,540	6,773	102,462	183,056	113,669	-	405,962		
その他の県	青森県	八戸市		132	1,379	-	-	-	1,511	115	1,207	-	-	-	1,322	
		おいらせ町		-	75	-	-	-	75	-	62	-	-	-	62	
		小計		132	1,454	-	-	-	1,586	115	1,269	-	-	-	1,385	
	茨城県	水戸市		-	371	613	-	-	985	-	325	536	-	-	861	
		高萩市		-	220	318	-	-	538	-	192	279	-	-	471	
		北茨城市		-	297	2,309	-	-	2,606	-	259	2,020	-	-	2,280	
		ひたちなか市		-	142	225	-	-	368	-	124	197	-	-	322	
		鹿嶋市		104	100	202	-	-	406	91	87	177	-	-	355	
		小計		104	1,131	3,668	-	-	4,904	91	990	3,210	-	-	4,291	
	千葉県	旭市		-	135	337	-	-	473	-	118	295	-	-	414	
		香取市		-	386	-	-	-	386	-	338	-	-	-	338	
		小計		-	522	337	-	-	860	-	457	295	-	-	752	
	新潟県	十日町市		-	92	-	-	-	92	-	77	-	-	-	77	
	長野県	栄村		-	711	-	-	-	711	-	622	-	-	-	622	
計			236	3,912	4,006	-	-	8,154	206	3,416	3,505	-	-	7,128		
合計			7,977	121,581	213,227	129,908	-	472,694	6,980	105,879	186,561	113,669	-	413,091		

注(1) 各県の交付対象事業費及び復興交付金の額は管内市町村分を含む。

注(2) 福島市(飯館村)とは、飯館村が事業主体となって福島市内に災害公営住宅を整備することを示している。



別表3 完成予定年度別の整備計画戸数

(単位：戸)

県名	市町村名	区分	平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度 以降	調整中	計
岩手県	宮古市	単独整備	0	52	507	27	0	0	586
		面的整備を伴うもの	0	0	45	162	0	0	207
		計	0	52	552	189	0	0	793
	大船渡市	単独整備	56	185	531	42	0	0	814
		面的整備を伴うもの	0	0	14	0	0	0	14
		計	56	185	545	42	0	0	828
	久慈市	単独整備	0	0	0	0	0	0	0
		面的整備を伴うもの	0	11	0	0	0	0	11
		計	0	11	0	0	0	0	11
	陸前高田市	単独整備	0	28	611	0	0	0	639
		面的整備を伴うもの	0	0	280	30	60	0	370
		計	0	28	891	30	60	0	1,009
	釜石市	単独整備	54	171	325	326	0	0	876
		面的整備を伴うもの	0	13	396	29	104	0	542
		計	54	184	721	355	104	0	1,418
	大槌町	単独整備	0	125	497	0	0	0	622
		面的整備を伴うもの	0	0	137	221	0	0	358
		計	0	125	634	221	0	0	980
	山田町	単独整備	0	72	274	0	0	0	346
		面的整備を伴うもの	0	0	260	110	115	0	485
		計	0	72	534	110	115	0	831
	岩泉町	単独整備	0	51	0	0	0	0	51
		面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	51	0	0	0	0	51
	田野畑村	単独整備	0	8	0	0	0	0	8
		面的整備を伴うもの	0	61	0	0	0	0	61
		計	0	69	0	0	0	0	69
	野田村	単独整備	8	19	0	3	0	0	30
		面的整備を伴うもの	0	0	7	66	0	0	73
		計	8	19	7	69	0	0	103
洋野町	単独整備	0	4	0	0	0	0	4	
	面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	4	0	0	0	0	4	
計	単独整備	118	715	2,745	398	0	0	3,976	
	面的整備を伴うもの	0	85	1,139	618	279	0	2,121	
	計	118	800	3,884	1,016	279	0	6,097	

(単位：戸)

県名	市町村名	区分	平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度 以降	調整中	計
宮城県	仙台市	単独整備	12	484	2,202	0	0	0	2,698
		面的整備を伴うもの	0	177	121	0	0	4	302
		計	12	661	2,323	0	0	4	3,000
	石巻市	単独整備	20	149	520	170	0	0	859
		面的整備を伴うもの	0	0	426	1,209	0	1,506	3,141
		計	20	149	946	1,379	0	1,506	4,000
	塩竈市	単独整備	0	71	22	200	0	0	293
		面的整備を伴うもの	0	0	27	60	0	0	87
		計	0	71	49	260	0	0	380
	気仙沼市	単独整備	0	0	264	540	0	0	804
		面的整備を伴うもの	0	0	190	994	0	10	1,194
		計	0	0	454	1,534	0	10	1,998
	名取市	単独整備	0	0	0	0	0	0	0
		面的整備を伴うもの	0	0	92	100	0	530	722
		計	0	0	92	100	0	530	722
	多賀城市	単独整備	0	0	208	274	0	0	482
		面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	50	50
		計	0	0	208	274	0	50	532
	岩沼市	単独整備	0	0	0	0	0	0	0
		面的整備を伴うもの	0	223	0	0	0	0	223
		計	0	223	0	0	0	0	223
	登米市	単独整備	0	60	0	0	0	0	60
		面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	60	0	0	0	0	60
	栗原市	単独整備	0	15	0	0	0	0	15
		面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	15	0	0	0	0	15
	東松島市	単独整備	0	254	20	58	0	0	332
		面的整備を伴うもの	0	0	42	273	0	348	663
		計	0	254	62	331	0	348	995
	大崎市	単独整備	0	0	170	0	0	0	170
		面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	170	0	0	0	170
	亘理町	単独整備	0	0	470	0	0	0	470
		面的整備を伴うもの	0	0	26	0	0	0	26
		計	0	0	496	0	0	0	496
	山元町	単独整備	18	57	203	0	0	0	278
		面的整備を伴うもの	0	0	322	0	0	0	322
		計	18	57	525	0	0	0	600
	松島町	単独整備	0	17	23	0	0	0	40
		面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	17	23	0	0	0	40
七ヶ浜町	単独整備	0	0	0	151	0	0	151	
	面的整備を伴うもの	0	0	42	24	0	0	66	
	計	0	0	42	175	0	0	217	
利府町	単独整備	0	25	0	0	0	0	25	
	面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	25	0	0	0	0	25	
大郷町	単独整備	0	4	0	0	0	0	4	
	面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	4	0	0	0	0	4	
涌谷町	単独整備	0	0	48	0	0	0	48	
	面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	48	0	0	0	48	
美里町	単独整備	0	40	0	0	0	0	40	
	面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	40	0	0	0	0	40	
女川町	単独整備	0	0	0	0	0	0	0	
	面的整備を伴うもの	0	200	28	123	0	596	947	
	計	0	200	28	123	0	596	947	
南三陸町	単独整備	0	0	104	0	0	0	104	
	面的整備を伴うもの	0	0	145	0	0	681	826	
	計	0	0	249	0	0	681	930	
計	単独整備	50	1,176	4,254	1,393	0	0	6,873	
	面的整備を伴うもの	0	600	1,461	2,783	0	3,725	8,569	
	計	50	1,776	5,715	4,176	0	3,725	15,442	

(単位：戸)

県名	市町村名	区分	平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度 以降	調整中	計
福島県	会津若松市	単独整備	0	0	90	0	0	0	90
		面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	90	0	0	0	90
	郡山市	単独整備	0	20	140	0	0	0	160
		面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	20	140	0	0	0	160
	いわき市	単独整備	0	72	910	250	0	50	1,282
		面的整備を伴うもの	0	295	188	0	0	0	483
		計	0	367	1,098	250	0	50	1,765
	白河市	単独整備	0	0	0	16	0	0	16
		面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	16	0	0	16
	須賀川市	単独整備	0	0	0	40	0	0	40
		面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	40	0	0	40
	相馬市	単独整備	0	0	0	0	0	0	0
		面的整備を伴うもの	80	77	248	0	0	0	405
		計	80	77	248	0	0	0	405
	南相馬市	単独整備	0	28	190	132	0	0	350
		面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	28	190	132	0	0	350
	桑折町	単独整備	0	0	47	0	0	0	47
		面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	47	0	0	0	47
	鏡石町	単独整備	0	0	24	0	0	0	24
		面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	24	0	0	0	24
	広野町	単独整備	0	0	48	0	0	0	48
		面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	48	0	0	0	48
	楡葉町	単独整備	0	0	0	0	0	37	37
		面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	37	37
新地町	単独整備	0	36	0	0	0	0	36	
	面的整備を伴うもの	0	0	67	0	0	30	97	
	計	0	36	67	0	0	30	133	
福島市(飯舘村)	単独整備	0	0	23	0	0	0	23	
	面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	23	0	0	0	23	
計	単独整備	0	156	1,472	438	0	87	2,153	
	面的整備を伴うもの	80	372	503	0	0	30	985	
	計	80	528	1,975	438	0	117	3,138	
東北3県の合計	単独整備	168	2,047	8,471	2,229	0	87	13,002	
	面的整備を伴うもの	80	1,057	3,103	3,401	279	3,755	11,675	
	計	248	3,104	11,574	5,630	279	3,842	24,677	

(単位：戸)

県名	市町村名	区分	平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度 以降	調整中	計
青森県	八戸市	単独整備	55	7	0	0	0	0	62
		面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0
		計	55	7	0	0	0	0	62
	おいらせ町	単独整備	5	0	0	0	0	0	5
		面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0
		計	5	0	0	0	0	0	5
	計	単独整備	60	7	0	0	0	0	67
		面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0
		計	60	7	0	0	0	0	67
茨城県	水戸市	単独整備	0	64	0	0	0	0	64
		面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	64	0	0	0	0	64
	高萩市	単独整備	0	0	26	0	0	0	26
		面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	26	0	0	0	26
	北茨城市	単独整備	0	110	0	0	0	0	110
		面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	110	0	0	0	0	110
	ひたちなか市	単独整備	0	24	0	0	0	0	24
		面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	24	0	0	0	0	24
	鹿嶋市	単独整備	0	16	0	0	0	0	16
		面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	16	0	0	0	0	16
	計	単独整備	0	214	26	0	0	0	240
		面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	214	26	0	0	0	240
千葉県	旭市	単独整備	0	33	0	0	0	0	33
		面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	33	0	0	0	0	33
	香取市	単独整備	0	16	0	0	0	0	16
		面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	16	0	0	0	0	16
	計	単独整備	0	49	0	0	0	0	49
		面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	49	0	0	0	0	49
新潟県	十日町市	単独整備	6	0	0	0	0	0	6
		面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0
		計	6	0	0	0	0	0	6
長野県	栄村	単独整備	28	0	0	0	0	0	28
		面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0
		計	28	0	0	0	0	0	28
その他の県の合計	単独整備	94	270	26	0	0	0	390	
	面的整備を伴うもの	0	0	0	0	0	0	0	
	計	94	270	26	0	0	0	390	
総合計	単独整備	262	2,317	8,497	2,229	0	87	13,392	
	面的整備を伴うもの	80	1,057	3,103	3,401	279	3,755	11,675	
	計	342	3,374	11,600	5,630	279	3,842	25,067	

注(1) 「調整中」には、用地交渉中であつたり、整備計画の策定中であつたりして、現段階では完成予定時期が確定していないものを計上している。

注(2) 福島市(飯館村)とは、飯館村が事業主体となって福島市内に災害公営住宅を整備することを示している。